

Ⅱ 定 款

③

25/6/18 通常総会 [☐ 審議 ☒ 決議]

2-1 定 款

25/3/19 理事会 [☐ 報告 ☒ 承認]

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人大和法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、おもに大和税務署管内を中心として神奈川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 大和税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

2 前項の正会員をもって一般法人法上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、入会することができる。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名
- (5) 正当な理由なく会費を 2 年以上滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 13 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に総会の招集の請求があったとき

3 総会は、開催の日から少なくとも 1 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載し

た文書を発して、会長がこれを招集する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から総会において選出する。

(正会員の議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 正会員は、前項の議決権を行使するため総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第16条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解 散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第18条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 30名以上56名以内

(2) 監 事 3名以上

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、18名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 第1項において外部の理事並びに監事は、それぞれ1名以上とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 役員等の選考方法については、別に定める。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が別に定めるところにより、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事については、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第9条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により当該役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第25条 本会は、一般法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件

に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第26条 本会に、顧問・相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会において選任又は解任する。なお、委嘱期間、職務等の必要事項については、別に定める。
- 3 顧問・相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問・相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることでできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 正副会長会

(正副会長会)

第33条 本会に、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

3 正副会長会は、本会の運営に関する**重要事項**について審議し、**参考意見を理事会に提案する**。

4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 委員会、部会及び支部

(委員会)

第34条 本会には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第35条 本会には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支 部)

第36条 本会には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第14章 補 則

(細 則)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。
政森 信之
- 3 法人整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和5年（2023年）6月7日から施行する。
- 5 この定款は、令和7年（2025年）6月18日から施行する。